

# 更新・施設利用のガイドライン(集会室・会議室用)

全国公立文化施設協会のガイドラインの改定に伴い、**令和4年12月のご利用から**下記の内容に更新いたします。

## ●対象施設

小樽市民会館・小樽市公会堂・小樽市民センター **会議室・集会室**

## ●適用期間

令和4年12月以降～(当面の間)

## ●ご利用に際しての必須条件

- ① 通常時利用定員の半数(50%)を目安とすること。(別表参照)  
(参加者同士の距離を適切に空けること。)
- ② 入室時、参加者全員の手指消毒を実施すること。  
(消毒液は各館入り口に設置してあります。)  
(参加者が大人数の場合は主催者側で用意すること。)
- ③ 参加者の体調を把握すること。  
(発熱・咳・咽頭痛等の有症者がいた場合には参加を断ること。)  
(事務室にて非接触型体温計を貸し出しいたします。)
- ④ マスクの着用率100%を担保すること。  
(一部来場者が持参しないことを想定して、主催者で予備的に配布用を用意すること。またアレルギー等何らかの理由により着用できない場合は、フェイスシールド等他の措置を講じ、周囲に不安感を与えないよう十分に配慮すること。)
- ⑤ 向かい合って会話しながらの飲食(お弁当等)はしないこと。  
(十分な間隔を空ける、壁に向かう等、適切な対応を講じること。)
- ⑥ 大声での会話や歓声等がないこと。  
(合唱の練習等で使用する場合は、人と人の間の距離を適切に空けるとともに、マスクの着用や定期的な換気など必要な対策を講じること。)
- ⑦ 対面での机等のレイアウトをしないこと。  
(講師や司会者が対面する場合は、最前列との間隔を十分に空けること。)
- ⑧ 不特定多数の参加者が想定される場合。  
(各種展示会や物販・フリーマーケット等、不特定多数の来場者が想定される場合は、3密状態回避のために定期的な換気を行うとともに、無制限に入場させず、一定数(10人程度)ずつに入場を分散するなど安全策を講じること。)
- ⑨ 下記の感染拡大予防ガイドラインを守っていただくこと。

公益社団法人全国公立文化施設協会

劇場・音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

[https://www.zenkoubun.jp/covid\\_19/files/0920covid\\_19.pdf](https://www.zenkoubun.jp/covid_19/files/0920covid_19.pdf)